

関東森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年11月29日)

開催日及び場所		平成22年9月27日(月) 関東森林管理局 4階中会議室			
委員		淵上勇次郎(委員長・高崎商科大学学長) 石井彰慈(高崎商科大学教授) 高田敏明(弁護士) 松岡 正(群馬県立農林大学校教授)			
審議対象期間		平成22年4月1日～6月30日			
審議対象案件		327 件	うち、1者応札案件 39 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 17 件		
抽出案件		76 件 (抽出率 23.2%)	うち、1者応札案件 8 件 (抽出率 20.5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 4 件 (抽出率 23.5%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	28 件	うち 1者応札 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
	随意契約	該当なし			
	業務	一般競争	6 件	うち、1者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		該当なし		
	物品・役務等	一般競争	40 件	うち、1者応札案件 6 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 4 件	
		指名競争	該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし		
随意契約(その他)		2 件			
(特記事項)					
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等		
	1 去年の同期と比べて治山工事の件数が半減しているが、何か理由があるのか。 2 指名停止の案件で、逮捕という事実があって指名停止になった。その期間中に不起訴になると、すぐに指名停止を解除しなければならない理由があるのか。		1 事業量全体が減ってきているためである。その年の執行予算額の規模の違いということになる。 2 要領の中に「指名停止の期間中の有資格者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。」ということが決まっている。		

<p>3 前回の質問事項で、積算の方法が違った案件で、初めて参入した業者なら勘違いもあると思うが、何回か入札に参加している業者が違うというのは考えられないが、どのように考えるか。 できれば、業者が誤解しないように明示すべきと思うが。</p> <p>4 治山工事で工事費内訳書の分析を見ると、例えば仮設工等で入札に参加したすべての業者が、同じように140%と積算をしているものがある。また、昨年も低入札で取った業者が、今年も同様に低入札で取っているという案件がある。このような市場の状況、応札状況等を予定価格の積算に反映できないのか。</p> <p>5 低入札の案件で、中越署の案件に集中しているがなぜか。</p> <p>6 中越署の案件で、(入札時に提出する)工事内訳書より入札価格を200万下げている業者がある。全体の1/3下げるとするのは、よほどの事情がないと下げないと思うが、何らかの形で情報を得られたのか。</p> <p>7 造林の請負事業で、初回の入札で不落になり再公告時に予定価格が下がっている案件があるが、理由は何か。 不落であるにもかかわらず予定価格を下げ、しかも落札しているのは奇妙に見えるがどうか。</p> <p>8 希少野生動物等に関する事務・業務委託、調査・設計委託等の業務の競争参加資格について、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、営業品目が「調査・研究」に登録されている者であること等とあるが、他に何か詳しく決められているのか。</p> <p>(アンケート調査結果について)</p> <p>9 工事用資材等に関する特定業者の優遇というところがあるが、工法指定とか材料等、シカネット柵についての指摘について、今はないのか。</p> <p>10 「単純な工事であっても、地形の状況、工事の品質確保、安全性の確保の観点から、一定の経験と技術が必要となることがあり、一定の施工実績は必要と考える。」というところは、林野庁よりは厳しくすべきだという意見か。</p> <p>11 治山と林道の工事で同種工事として認めて欲しいとあるが、治山と林道の経験は、全く別か。</p> <p>12 「入札公告の文章で分かりにくい表現がある」とあるが例えばどんなことか。</p>	<p>3 今回の案件については、積算の方法が「慎重に施工」というところから、人力と機械という条件の差になり、積算の差になったと考えられる。署あてに業者が誤解しないよう注意する旨の指導をしたい。</p> <p>4 予定価格については、決められた積算基準がありその中で行っている。 仮設工については、特に明示していないことから、署の必要最小限の想定と業者の施工性を優先させる等との想定が違うことがあると考えられることから、今後は食い違いのないようしていきたい。</p> <p>5 中越署では、他地域に比べ入札に参加する業者が多くなっていることから競争が働いているものと考えられる。 今回の低入札の調査でも手持ち工事はないとあるので、かなり無理して取ったと考えられる。</p> <p>6 想像でしかないが、紙入札の時には時間差があり、違う価格で入れていた例もある。今は電子入札になり直前にしか開けられないので、差を付けるのは無意味である。なぜ金額を変えているのかは全く理解できない。 情報については、漏れることはない考える。</p> <p>7 初回の入札を4月に実施していることから、単価表について3月時点のものを使用している。年度を越え、単価が変わったことにより予定価格が変わったと考える。</p> <p>8 役務の契約なので、全省庁の統一資格の要件を当てはめている。 他に地域性が限定されるのと「調査・研究」という項目で限定されてくる。 また、類似業務のどのような実績があるのか、どのような資格を持っているかというものもある。</p> <p>9 治山工事については、資材を指定することはない。シカネット等では、国立公園等では、使えない材料、色等あることから、仕様基準に幅を設けた仕様書にしている。</p> <p>10 ここにある路盤工のみの工事は、単純な工事かもしれないが、危険地のようなところで安全性はどうか、経験のないところで施工管理はできるのかということである。 現実問題として、林道工事では単純工事でも品質が確保できないというものがある。</p> <p>11 治山と林道の経験は別である。実際は両方やるという業者が多い。</p> <p>12 「都道府県、及び市町村発注の同種工事の元請として実績を有する者」という表記が具体的に記入されていないので国有林のみと誤解される面がある。</p>
<p>委員会による 意見の具申又は 勧告の内容</p>	<p>特になし</p>